

**若桜町子ども・子育て支援事業計画  
第2期**

**令和2年4月  
若桜町**

## 目 次

<b>第1章 計画策定にあたって</b> .....	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	1
2 計画策定にあたって.....	1
3 計画の位置づけと基本方針.....	2
4 計画の期間.....	2
<b>第2章 子どもを取り巻く環境</b> .....	3
1 人口・出生数の状況.....	3
2 教育・保育施設の状況.....	4
<b>第3章 子ども・子育て支援のための方策</b> .....	6
1 町の推進方向.....	6
2 施策の展開.....	7
(1) 地域における子育て支援.....	7
(2) 母子の健康の確保と増進.....	8
(3) 子どもの健全育成に向けた教育環境の整備.....	9
(4) 安全・安心のまちづくり.....	10
(5) きめ細やかな取り組みが必要な子どもへの支援.....	10
<b>第4章 教育・保育の量の見込みと供給体制の確保</b> .....	12
1 教育・保育提供区域の設定.....	12
2 教育・保育の量の見込みと確保方策等.....	12
3 子ども・子育て支援事業.....	15
<b>第5章 関連施策の展開</b> .....	19
1 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の 円滑な利用の確保.....	19
2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する 都道府県が行う施策との連携.....	19
3 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにする	

ために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携	19
<b>第6章 計画の推進</b>	<b>20</b>
1 計画の推進体制	20
2 計画の進行管理	20
<b>資料編</b>	<b>21</b>
子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査	21

---

## 第1章 計画策定にあたって

---

### 1 計画策定の背景と趣旨

平成27年4月から「子ども・子育て関連3法」に基づいてスタートした「子ども・子育て支援新制度」では、消費税を恒久的財源にするなど、社会全体で子ども・子育てを支えるという考えのもと、市町村が実施主体となって、それぞれの地域の特性やニーズに即して、より柔軟な制度運用・サービス提供を行うことで、「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けた取組みを推進することとしています。

「子ども・子育て関連3法」の柱として位置づけられる「子ども・子育て支援法」では、第60条で、国の責任として、これらの円滑な実施を確保し、総合的に施策を推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定め、第61条で市町村に「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定を義務付けています。

本町では、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

そのため、この計画に基づき、地域の実情に即した子育て支援の充実、環境の整備を計画的に実施していきます。

※子ども・子育て関連3法とは

- ① 子ども・子育て支援法
- ② 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律
- ③ 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

### 2 計画策定にあたって

「若桜町子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたっては、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況・利用希望を把握するため、若桜町の就学前の乳幼児保護者へのニーズ調査を実施しました（令和元年8月）。

また、子育てに関係する機関、保護者、行政等で構成する「若桜町子ども・子育て会議」を開催しました。

これらの調査結果や会議での意見を踏まえ、本計画を策定しました。

### 3 計画の位置づけと基本方針

この計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画（第2期）」として策定します。

### 4 計画の期間

子ども・子育て支援事業計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間の計画期間としています。ただし、若桜町の子どもをめぐる情勢の変化や国施策・事業の変更等により、計画内容が適合しなくなった場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。

## 第2章 子どもを取り巻く環境

### 1 人口・出生数の状況

最近5年間の若桜町の人口の推移をみると、総人口は平成27年の3,572人から平成31年には3,210人へと362人(10.1%)減少しています。また、15歳未満の人口は平成27年の230人から平成31年には205人へと25人(10.9%)減少しています(うち、就学前の子ども数:4人増加、小学生:14人減少、中学生:15人減少)。

出生数は、平成25年から平成29年について年間10人前後の出生があり、大幅な増減は無いといえます。

年齢階層別人口の推移(各年4月1日現在)

単位:人

		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0~14歳	男	124	122	125	121	114
	女	106	103	99	89	91
	計	230	225	224	210	205
15~64歳	男	940	903	863	830	791
	女	849	830	816	774	740
	計	1,789	1,733	1,679	1,604	1,531
65歳以上	男	617	617	612	608	613
	女	936	909	896	883	861
	計	1,553	1,526	1,508	1,491	1,474
合計	男	1,681	1,642	1,600	1,559	1,518
	女	1,891	1,842	1,811	1,746	1,692
	計	3,572	3,484	3,411	3,305	3,210

資料:住民基本台帳

## 15歳未満の児童人口の推移（各年4月1日現在）

単位：人

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳	15	11	13	13	13
1歳	7	14	12	14	12
2歳	15	7	16	13	14
0～2歳	37	32	41	40	39
3歳	10	18	8	17	12
4歳	14	13	19	9	16
5歳	10	15	12	19	8
3～5歳	34	46	39	45	36
6歳	12	11	15	11	16
7歳	14	12	10	14	11
8歳	13	16	12	10	14
9歳	23	12	16	13	9
10歳	17	23	12	15	13
11歳	13	17	23	12	15
6～11歳	92	91	88	75	78
12歳	28	12	17	22	14
13歳	17	28	11	16	22
14歳	22	16	28	12	16
12～14歳	67	56	56	50	52
合計	230	225	224	210	205

資料：住民基本台帳

## 出生数の推移

単位：人

平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
7	14	12	10	16

資料：鳥取県人口動態統計

## 2 教育・保育施設の状況

## (1) 幼児教育施設

本町においては、長年、民間の「若桜幼稚園」と町立の「若桜保育所」の両輪により、幼児教育と保育をそれぞれの役割の中で担ってきましたが、平成25年4月からは両施設を統合した幼保連携型認定こども園として「若桜町立わかさこども園」を開園し、教育と保育を一体的に提供する体制としました。

わかさこども園の定員数、入園者数（各年4月1日現在）

単位：人

	定 員	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
0 歳	3	0	2	0	1
1 歳	6	3	6	10	5
2 歳	10	8	4	9	11
3 歳	17	10	19	8	18
4 歳	17	14	13	21	9
5 歳	17	11	15	12	21
合 計	70	46	59	60	65
	定 員	平成 31 年			
0 歳	3	0			
1 歳	9	7			
2 歳	12	10			
3 歳	17	12			
4 歳	17	16			
5 歳	17	8			
合 計	75	53			

資料：町資料

## （2）小学校・中学校

本町においては、平成24年度に若桜小学校と若桜中学校を統合し、15歳までを展望して連続した教育、格差のない確かな学力を育む施設一体型小中一貫校として「若桜学園」を開校しました。

## （3）子育て支援センター

子育て家庭に対する育児相談や講演会、運動遊びなどの子育てひろば・あそびの広場を開催しています。

## （4）その他施設

教育・保育をより豊かなバリエーションをもって提供していけるよう、わかさ生涯学習情報館、わかさ温水プール、中之島公園などの施設を整備しています。



---

## 第3章 子ども・子育て支援のための方策

---

### 1 町の推進方向

出生数の減少、出生率の低下に伴う少子化の進行、核家族や共働き世帯の増加、地域の繋がりの希薄化など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境は大きく変化してきています。

これら環境の変化の中で、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく確保していくためには、保護者が子育てについて第一義的責任を有することを前提としつつ、子どもや子育て家庭の置かれた多様な状況に対応できる支援体制を整えていかなければなりません。

支援にあたっては、妊娠・出産期から切れ目のない支援と「わかさこども園」を拠点施設として、質の高い幼児教育・保育を安定的に提供していくことが必要です。

#### (1) 基本理念

安心して子育てができ、子どもがいきいきと育つまち わかさ

- ・若桜町で生まれた子どもは若桜の地で大人へ
- ・他町の子ども（保護者）も若桜へ



「若者定住」、「脱少子化」へ

#### (2) 方向

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識のもと、住民ニーズを踏まえながら、子育て支援の質的向上を目指す

#### (3) 基本目標

- ◇地域における子育て支援
- ◇母子の健康の確保と増進
- ◇子どもの健全育成に向けた教育環境の整備
- ◇子どもが安全に育つ安心のまちづくり
- ◇きめ細やかな取り組みが必要な子どもへの支援

## 2 施策の展開

### (1) 地域における子育て支援

#### (ア) 子育て支援サービス

子育てに対する不安や負担が軽減するように、地域の施設や住民などの地域資源を効果的に活用し、また、気軽に相談でき、必要な情報が得られるように、地域における子育て相談・情報提供体制の充実に努めます。

##### 【取り組み例】

- ・放課後児童クラブの利便性の向上
- ・ファミリー・サポート・センターの推進

#### (イ) 保育サービス等の充実

わかさこども園及び若桜学園は、地域の実情に合った効果的・効率的な整備を図るとともに、保護者の多様なニーズに応じたサービスが提供できるように取り組めます。また、子育て家庭の負担を軽減するため、

保育料無償化、入園お祝い事業や就学前支援事業等に取り組んでいきます。

##### 【取り組み例】

- ・延長保育、一時預かり保育、緊急時預かり保育、病後・病後児保育
- ・保育料・副食費無償化、わかさこども園入園及び若桜学園入学の際の学用品の提供
- ・若桜学園給食費の半額助成

#### (ウ) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

令和元年10月から始まった幼児教育・保育無償化により、新たに無償化の対象となった施設等利用費（一時預かり事業の利用等）の給付に当たっては、公正かつ適正な給付を実施します。

#### (エ) 子育て支援のネットワークづくり

課題の解決などに向けて保護者同士が話し合えるような「場」の提供や、子育て支援に関するボランティア活動の育成・支援、子育て支援に関わる各機関（わかさこども園、保健センター、子育て支援センター、町民福祉課、福祉事務所等）の連携強化に努めます。

##### 【取り組み例】

- ・子育て広場の充実
- ・子ども・子育て会議等の開催

#### (オ) 子どもの健全育成

子どもたちがいつでも楽しく、安全に遊び・活動できる場の充実を図る

とともに、子どもたちの健全育成を支援していく各種活動についての支援を推進します。

【取り組み例】

- ・放課後児童クラブ、放課後子供教室の推進（必要に応じて一体的な取り組みや施設整備・修繕等を行う）
- ・6ヶ月健診の際のブックスタート事業など子どもの読書環境の充実
- ・スクールカウンセラー配置による小・中学生の心の問題のケアの充実

(カ) 子育て家庭が定住するための環境整備

子育て家庭が若桜町に定住し、自然豊かな環境の中でゆとりある生活を営むことができるよう、産み育てやすい環境づくりに努めます。

【取り組み例】

- ・良好かつ適切な状態で供給するための公営住宅の維持管理
- ・子育て世代を対象とした町営住宅の整備、入居費の助成
- ・空き家バンクの活用
- ・出産祝金、子育て応援給付金
- ・三世帯居住支援事業交付金
- ・高校生の通学定期券購入助成

(2) 母子の健康の確保と増進

(ア) 子どもと母親の健康確保

各種健診の充実、各種予防接種費用の助成により母子の健康の確保に努め、妊婦等への相談・支援体制を確立し、安心して子どもを産み育てられ、母子ともに健やかに育つ環境づくりを推進します。

【取り組み例】

- ・妊婦健診、乳幼児健診、歯科健診の実施
- ・ヒブワクチン、小児用肺炎球菌等の定期予防接種費用、インフルエンザ予防接種費用の助成
- ・乳児家庭全戸訪問の実施

(イ) 「食育」の推進

離乳の基本の大切さを認識し安全な離乳食が作れるように支援します。また、食に関する教育を行い、朝食を食べない、偏食、孤食といった食習慣の乱れを防ぎ、子どもたちが健やかに成長していけるよう努めます。

【取り組み例】

- ・給食指導、離乳食講習会や子育て広場講演会の実施
- ・菜園活動、クッキング活動の実施

#### (ウ) 医療体制の充実

子どもの健康診断や相談・指導体制の整備を推進するとともに、安心して子どもが医療を受けられるような地域医療体制の確保や緊急時の救急医療体制の整備を推進します。

##### 【取り組み例】

- ・ 高校生までの医療費助成
- ・ 不妊治療費助成金の交付

### (3) 子どもの健全育成に向けた教育環境の整備

#### (ア) わかさこども園における質の高い教育・保育の提供

自然環境を整備するなど、特色があり地域にあった工夫した教育・保育を提供するとともに、小学校就学後を見据えた教育・保育の連続性・一貫性を確保します。

##### 【取り組み例】

- ・ 豊かな自然環境を生かした直接的・間接的体験、心ときめく体験の実施
- ・ たくましく元気な体づくり
- ・ 国際感覚を養う英語活動の充実
- ・ 地域交流の推進

#### (イ) 子育て支援施設の充実

魅力的なサービスの提供や幼児教育から学校教育までを効果的・効率的に行えるよう整備した子育て支援センターの機能を強化します。

##### 【取り組み例】

- ・ 育児相談や育児に関する情報提供等の実施

#### (ウ) 学校の教育環境等の整備

地域の良さに触れながら、地域の「人」・「もの」・「こと」を教材化し、体験的な学習を重視するとともに、国際社会、情報、福祉、キャリア教育等学校の特色を生かした学習時間の充実に努めます。また、幼児期の教育と就学後の教育の連続性・一貫性を確保するため、わかさこども園と若桜学園の連携を強化し、家庭や地域との協同による開かれた学校を目指します。

##### 【取り組み例】

- ・ 総合的な時間の活用、職場体験、人権や男女平等に関する学習の実施
- ・ 学校評価を生かした、地域と連携した学習の実施

#### (エ) 家庭や地域の教育力の向上

子どもを地域社会全体で育てる観点から、家庭や地域での教育力を総合的に高めるため、地域の資源や人材を活用して、子どもの多様な体験活動を実施します。

##### 【取り組み例】

- ・教育講演会の開催
- ・ナティキッズクラブの実施

#### (4) 安全・安心のまちづくり

子どもや子ども連れの親子が安心して生活できるよう、居住環境、道路交通環境、建築物等が整備されたまちづくりを推進します。

また、子どもたちが犯罪被害、交通事故に遭わないよう、警察、こども園や若桜学園、地域が連携して防犯活動等に取り組んでいきます。

##### 【取り組み例】

- ・公共施設整備（バリアフリー化、授乳コーナー設置等）の推進
- ・防犯教室、青色防犯パトロールの実施
- ・交通安全教室、交通安全パトロールの実施

#### (5) きめ細やかな取り組みが必要な子どもへの支援

##### (ア) 要保護児童対策の推進

児童虐待など子どもを取り巻く様々な課題に対し、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケア（医療的、心理的援助）などについて、福祉・保健・教育分野の関係機関と連携を強化し、家庭を含め切れ目のない総合的な支援を推進します。

##### 【取り組み例】

- ・要保護児童対策地域協議会の設置
- ・いじめや虐待の予防に対する啓発活動の実施

##### (イ) 障がい児支援の推進と家庭支援

障がいの原因となる疾病等を予防するため、妊産婦や新生児・未熟児に対する相談指導、発育や発達の遅れを可能な限り早期発見するための乳幼児健康診査等を実施していきます。また、心身に障がいのある乳幼児が、必要な相談・指導及び療養が受けられ、就学が円滑になるよう保護者への意識啓発や教育部局との連携を進めるほか、保護者への療養指導も行っています。就学児童に対しては、特別支援教育により自立を図るための必要な知識・技能を習得させるとともに、放課後や長期休業時の日中一時支

援に努めます。

【取り組み例】

- ・ 特別児童扶養手当の支給
- ・ 障害児福祉手当の支給
- ・ 療育手帳の更新対象者や、健診で指導を受けた児童等への巡回児童相談
- ・ 未熟児養育医療費助成

(ウ) ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親世帯が十分な収入を得て、自立した生活を送ることができるよう、職業能力訓練や資格取得を支援します。就職が円滑に進むよう関係機関との連携強化や就職情報の提供等、就職面での支援体制の整備を進めます。また、安心して就業できるよう保育サービス等充実させるとともに経済的支援を行っていきます。

【取り組み例】

- ・ 児童扶養手当、ひとり親家庭医療費助成、ひとり親家庭助成（小中学校入学支度金）の実施
- ・ 病気等による一時的日常生活に支障ある場合の家庭生活支援員の派遣
- ・ 高等技能訓練促進費、自立支援教育訓練給付金の支給

## 第4章 教育・保育の量の見込みと供給体制の確保

### 1 教育・保育提供区域の設定

本町の教育・保育提供区域の設定に当たっては、既に現在教育・保育施設がわかさこども園に集約されていること、生活圏として一つにまとまっていることなどから、町全域を1つの区域として量の見込みと確保方策等を定めます。

### 2 教育・保育の量の見込みと確保方策等

本町の各年度における幼児期の教育・保育の量の見込みは次ページのとおりです。

当面は、わかさこども園1施設で量的には子どもの受入れが可能な状況にあると考えられます。

また、町内各地域からのわかさこども園への通園に大きな困難性はなく、就学後の子ども間の友人関係を新たに構築しなければならないことなどを考慮すると、地域型保育事業（事業所内保育、在宅訪問型保育等）については当面必要ないと考えられます。

このことから、わかさこども園を子育て支援の拠点として、支援事業等に取り組んでいきます。

#### 認定区分

平成27年度から、こども園等に入園を希望する場合は年齢や保育の必要性等により1号認定、2号認定又は3号認定を受けることが必要となりました。

区 分	対 象
1号認定	3歳～就学前の子どもで保育を必要とせず、教育を希望する場合
2号認定	3歳～就学前の子どもで保育の必要性のある場合
3号認定	0歳～2歳の子どもで保育の必要性のある場合

## ◆子どもの数とわかさこども園の入園数の見込み

(単位：人)

令和2年度									
	0歳児(満1歳、年度中出生)			1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	0~5歳児
	4/1時点	年度中出生	合計	(満2歳)	(満3歳)	(年少)	(年中)	(年長)	合計
児童数	11	11	22	14	13	15	13	15	92
定員	3			9	12	17	17	17	75
1号認定			0			5	2	7	14
2号認定			0			10	11	9	30
3号認定	2	1	3	9	12				24
在園児合計	2	1	3	9	12	15	13	16	68
非在園児	9	10	19	5	1	0	0	0	25

令和3年度									
	0歳児(満1歳、年度中出生)			1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	0~5歳児
	4/1時点	年度中出生	合計	(満2歳)	(満3歳)	(年少)	(年中)	(年長)	合計
児童数	11	11	22	12	15	14	16	13	92
定員	3			9	12	17	17	17	75
1号認定			0			2	6	2	10
2号認定			0			12	10	11	33
3号認定	2	1	3	9	12				24
在園児合計	2	1	3	9	12	14	16	13	67
非在園児	9	10	19	3	3	0	0	0	25

令和4年度									
	0歳児(満1歳、年度中出生)			1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	0~5歳児
	4/1時点	年度中出生	合計	(満2歳)	(満3歳)	(年少)	(年中)	(年長)	合計
児童数	11	11	22	12	13	16	15	16	94
定員	3			9	12	17	17	17	75
1号認定			0			4	3	6	13
2号認定			0			12	12	10	34
3号認定	2	1	3	9	12				24
在園児合計	2	1	3	9	12	16	15	16	71
非在園児	9	10	19	3	1	0	0	0	23



令和 5 年度									
	0 歳児(満 1 歳、年度中出生)			1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	0~5 歳児
	4/1 時点	年度中出生	合計	(満 2 歳)	(満 3 歳)	(年少)	(年中)	(年長)	合計
児童数	11	11	22	12	13	14	17	15	93
定員	3			9	12	17	17	17	75
1号認定			0			2	5	3	10
2号認定			0			12	12	12	36
3号認定	2	1	3	9	12				24
在園児合計	2	1	3	9	12	14	17	15	70
非在園児	9	10	19	3	1	0	0	0	23

令和 6 年度									
	0 歳児(満 1 歳、年度中出生)			1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	0~5 歳児
	4/1 時点	年度中出生	合計	(満 2 歳)	(満 3 歳)	(年少)	(年中)	(年長)	合計
児童数	11	11	22	12	13	14	15	17	93
定員	3			9	12	17	17	17	75
1号認定			0			2	3	5	10
2号認定			0			12	12	12	36
3号認定	2	1	3	9	12				24
在園児合計	2	1	3	9	12	14	15	17	70
非在園児	9	10	19	3	1	0	0	0	23

- ※ 1. 児童数は 4 月 1 日時点に記載しています(0 歳児は年度中出生見込数も記載)。
2. 出生数  
過去 5 年間(平成 25 年度~平成 29 年度)の平均値で見込んでいます。
3. 0~2 歳児  
就労を希望する保護者が多いことを見込んで、0~2 歳児までわかさこども園定員と同数としました。
4. 3 歳児以上  
町在住の子どもは全員入園するものとし、また、町外からの入園者数も実績を参考に見込んでいます。
5. 転出入者  
過去の実績を踏まえ、毎年 5 名の転入、毎年 1 名の転出を見込んでいます(1~4 歳児各 1 名増、5 歳児は±0)。
6. 令和 2 年度表中、在園児合計数が児童数よりも多いのは、町外在住の児童

の入園によるものです。

### 3 子ども・子育て支援事業

各支援事業の量の見込みと確保方策及び実施時期については次のとおりです。

なお、量の見込みについては、就学前の乳幼児保護者へのニーズ調査の結果や、これまでの実績を参考にしています。

#### ①利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で教育・保育施設や子育て支援事業などの情報提供及び必要に応じ相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業です。これらについては、わかさこども園、保健センター、町民福祉課が相互に連携して取り行うこととしています。

また、専門員の配置等については、今後検討していきます。

#### ②地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所として子育て支援センターを設置し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援を行う事業です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	77人	77人	71人	71人	71人
確保方策	77人	77人	71人	71人	71人
	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

※ニーズ調査の意向、過去の実績等を踏まえ見込み量を算出（月当たり延べ利用回数）

#### ③妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を行う事業です。

町では妊婦健康診査費用を一人につき14回まで公費負担しており、今後も継続して実施していきます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	154人	154人	154人	154人	154人
確保方策	154人	154人	154人	154人	154人

	実施主体：若桜町保健センター
--	----------------

※妊婦1人につき14回の健診見込（年間延べ利用人数）

#### ④乳児家庭全戸訪問事業

生後4ヶ月までの乳児のいる全ての家庭を保健師等が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育保育の環境などの把握を行うものです。

支援が必要な家庭に対しては、関係機関と連携し、適切な支援に繋げていきます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	11人	11人	11人	11人	11人
確保方策	11人	11人	11人	11人	11人
	実施主体：若桜町保健センター				

※出生者のいる全家庭の実施を見込む（年間延べ利用人数）

#### ⑤養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等により、その家庭の適切な養育の実施を確保するものです。

現在は該当家庭がないため事業未実施ですが、今後支援が必要な家庭が確認された場合には、事業に取り組んでいきます。

#### ⑥子育て短期支援事業

保護者の疾病や仕事等により、家庭において子どもを養育していくことが一時的に困難な場合等に、児童養護施設等において必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）、夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

町内に施設はありませんので、町外の施設で対応していきます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	5人	5人	5人	5人	5人
確保方策	5人	5人	5人	5人	5人

※ニーズ調査の意向、過去の実績等を踏まえ見込み量を算出（年間延べ利用人数）

#### ⑦ファミリー・サポート・システム事業

子どもの預かりなどの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

現在の登録会員は0人であり、制度の積極的な周知を図っていきます。

### ⑧一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、わかさこども園で一時的に預かる事業で、令和2年度以降も引き続き実施していきます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	72人	72人	66人	66人	66人
確保方策	72人	72人	66人	66人	66人

※ニーズ調査の意向、過去の実績等を踏まえ見込み量を算出（年間延べ利用人数）

### ⑨延長保育事業

保育認定（2号又は3号認定）を受けた子どもについて、わかさこども園において通常の利用時間の範囲外に保育を実施する事業で、令和2年度以降も引き続き実施していきます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	16人	17人	17人	18人	18人
確保方策	16人	17人	17人	18人	18人
	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

※ニーズ調査の意向、過去の実績等を踏まえ見込み量を算出（各年度実人数）

### ⑩病児・病後児保育事業

病気や病気回復期の児童で保護者が養育できない場合に、病院等において看護師などが一時的に保育を実施する事業です。

平成31年4月より鳥取市にある施設に委託し、実施しています。

また、令和元年12月よりわかさこども園の専用施設で病後児保育を実施しています。下表は、わかさこども園での病後児保育の量を見込んでいます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	110人	116人	118人	122人	122人
確保方策	110人	116人	118人	122人	122人
	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

※ニーズ調査の意向を踏まえ見込み量を算出（年間延べ利用人数）

### ⑪放課後児童クラブ

保護者の労働等により放課後、自宅に帰っても保護者がいない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

今後は利用時間の延長等、利用者の利便性の向上に努めていきます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	25人	27人	27人	30人	30人
小学校1～3年生	16人	18人	17人	21人	20人
小学校4～6年生	9人	9人	10人	9人	10人
確保方策	25人	27人	27人	30人	30人
小学校1～3年生	16人	18人	17人	21人	20人
小学校4～6年生	9人	9人	10人	9人	10人

※ニーズ調査の意向、過去の実績等を踏まえ見込み量を算出（各年度実人数）

---

## 第5章 関連施策の展開

---

### 1 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

妊娠・出産期から切れ目のない支援を提供していくため、保護者が産前・産後休暇、育児休業開けに希望に応じて円滑に教育・保育施設が利用できるよう、休業中の保護者に情報提供や相談支援を行います。

### 2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障がい児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実や、質の高い教育・保育を提供していくためのスキル向上、カリキュラム活用など、県が行う施策との連携を図るとともに、町の実情に応じた施策を関係する各機関と連携を密に行っていきます。

### 3 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

仕事と子育てを両立させていくためには、仕事と家庭生活、地域活動等との調和を図る「ワーク・ライフ・バランス」の推進が重要です。

そのためには、好事例を収集しながら、その情報について、事業主等に広く紹介していくとともに、国や県など関係機関と連携しながら、育児休業制度や子どもの看護休暇制度等の導入促進など、保護者が子育てしやすい職場環境となるよう、企業などに対して働きかけを行っていきます。

---

## 第6章 計画の推進

---

### 1 計画の推進体制

#### (1) 庁内の推進体制

町民福祉課、保健センター、わかさこども園及び教育委員会等関係機関が連携を図り計画を推進します。

#### (2) 関係機関等との連携

「若桜町子ども・子育て会議」における意見、また、町民の多様なニーズの把握に努め、県・他市町村等行政や保護者、事業所、子育て支援機関、医療機関等各種団体や町民との協働により計画を推進します。

### 2 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、その進捗状況を把握し、事業等の点検を毎年度、継続的に行っていきます。

なお、若桜町の子どもをめぐる情勢変化やその他国などの動向により施策・事業の変更が必要な場合等には、「若桜町子ども・子育て会議」での議論等を踏まえ、必要に応じて見直すものとします。

## 【資料編】

# 子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査

## I 調査の概要

### 1. 調査の目的

本調査は、平成27年3月に策定した「若桜町子ども・子育て支援事業計画」が平成31年度に終了することに伴い、令和2年度からの「第2期若桜町子ども・子育て支援事業計画」の策定の基礎資料とするため、町民の皆様の子育て支援事業に関するニーズ量や子育て支援に関するご意見・ご要望を把握することを目的に実施しました。

### 2. 調査年月

令和元年8月

### 3. 調査対象者

若桜町に住所を有する就学前児童 78人

### 4. 回収結果

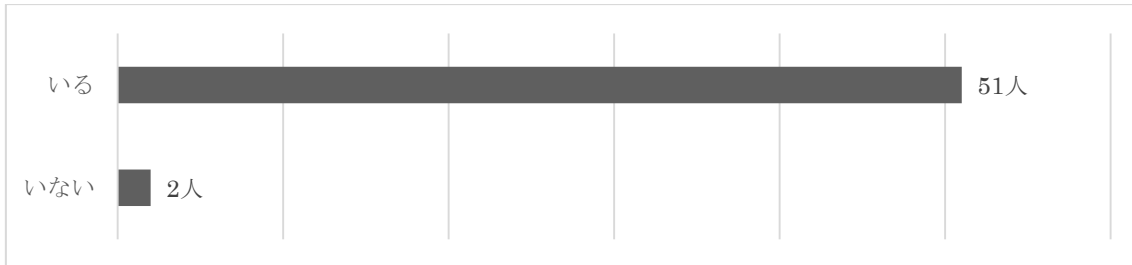
配布数	回収数	回収率
78人	53件	67.9%



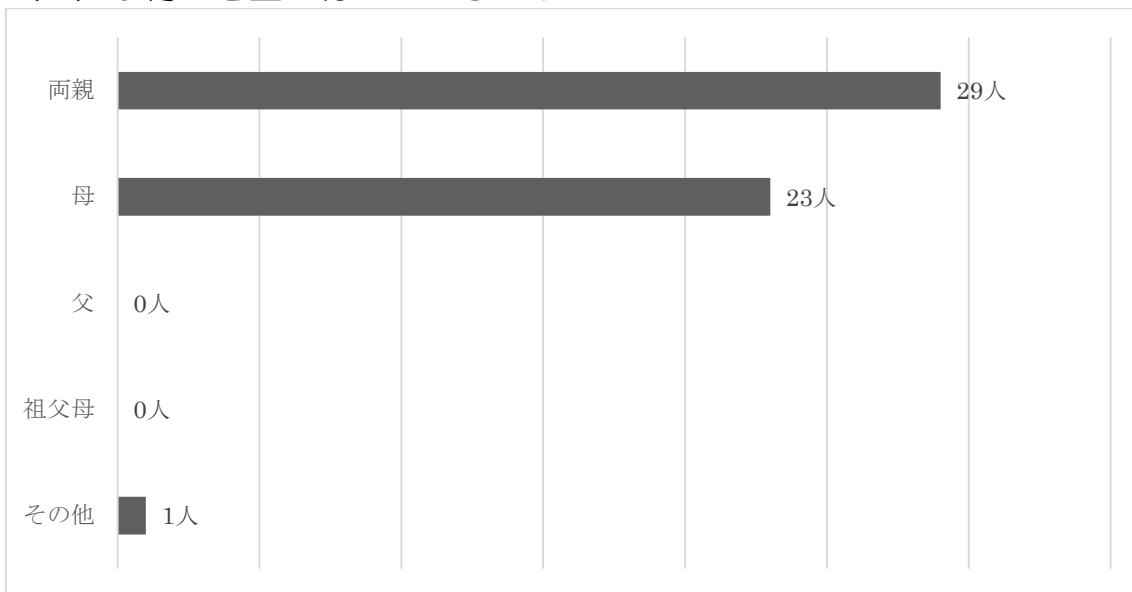
## Ⅱ 調査結果概要

### 1. 家庭の状況について

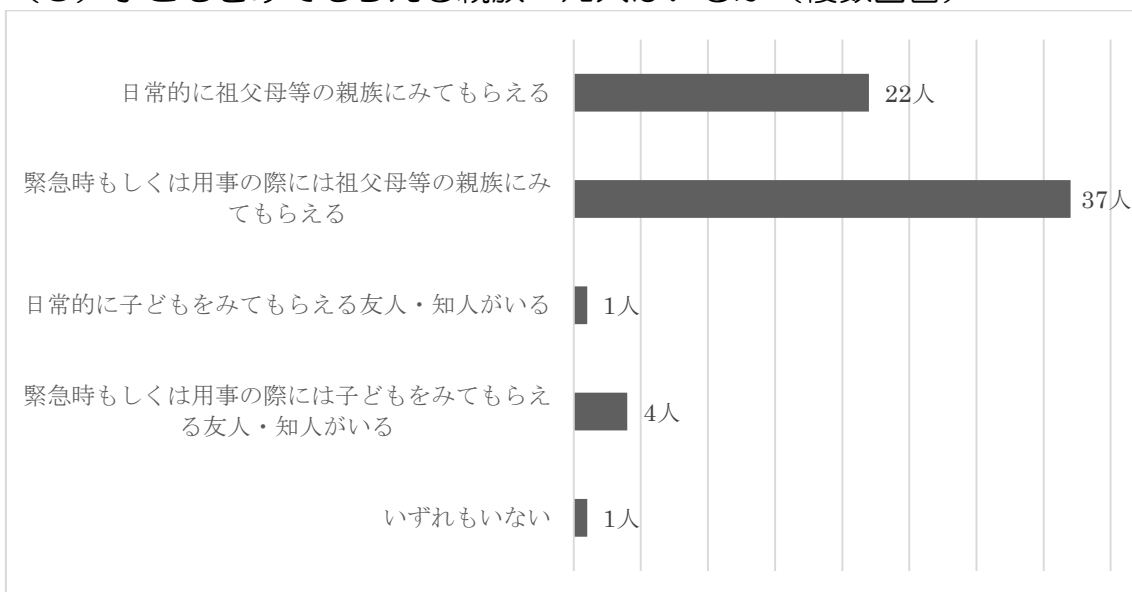
#### (1) 配偶者はいるか



#### (2) 子育てを主に行っているのは



#### (3) 子どもをみてもらえる親族・知人はいるか（複数回答）



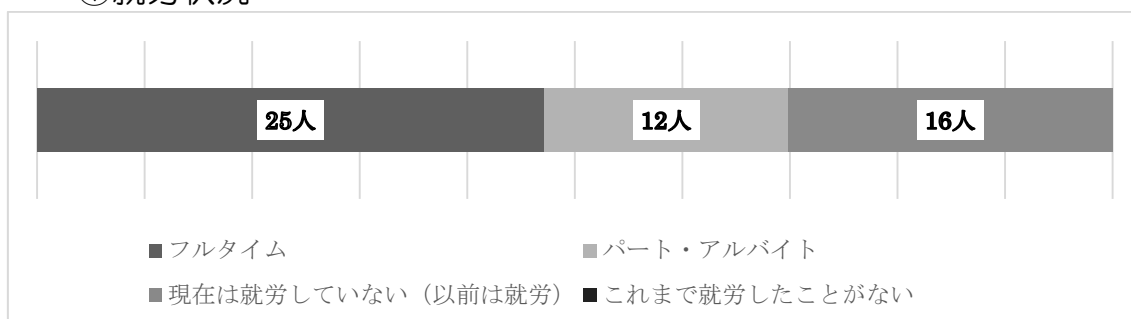
#### (4) 子どもの子育てに気軽に相談できる人がいるか



## 2. 保護者の就労状況について

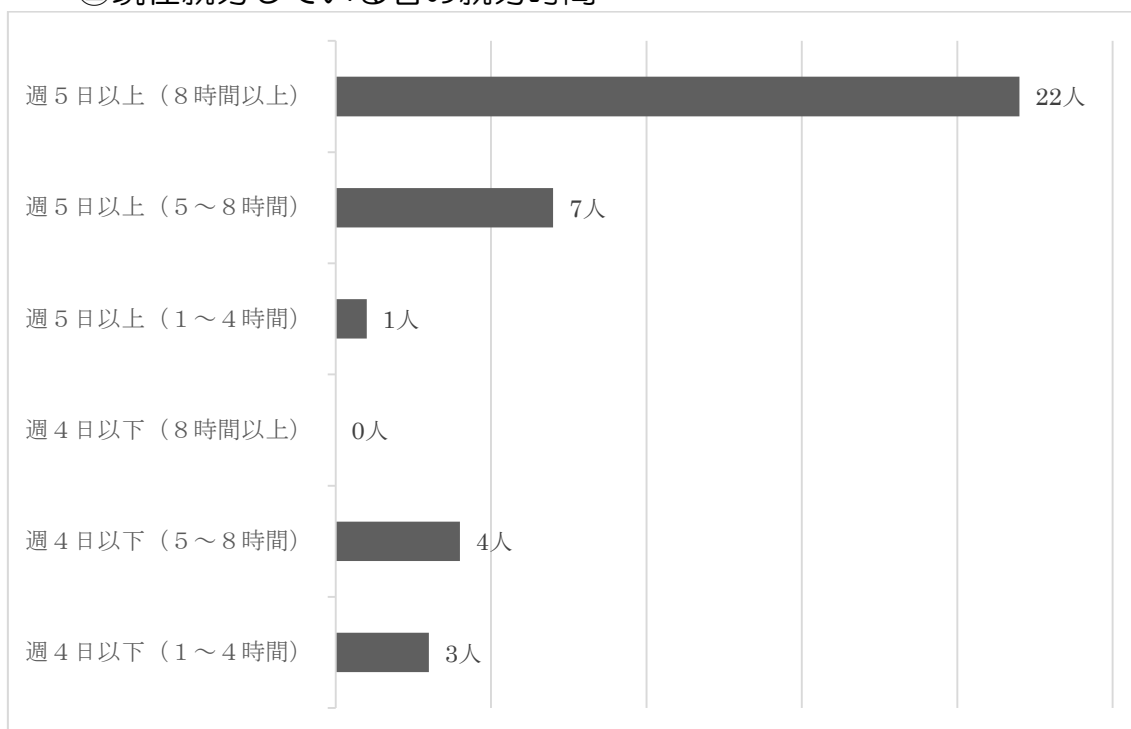
### (1) 母親

#### ① 就労状況



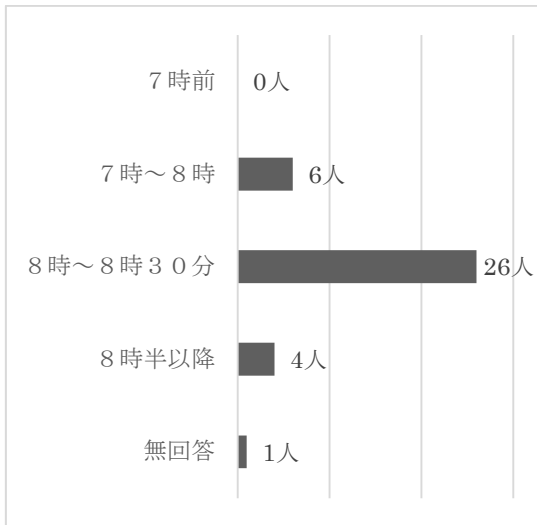
※フルタイムとは、1週5日程度、1日8時間程度の就労を指します。パート・アルバイトは働いている時間が短時間の方を指します。

#### ② 現在就労している者の就労時間

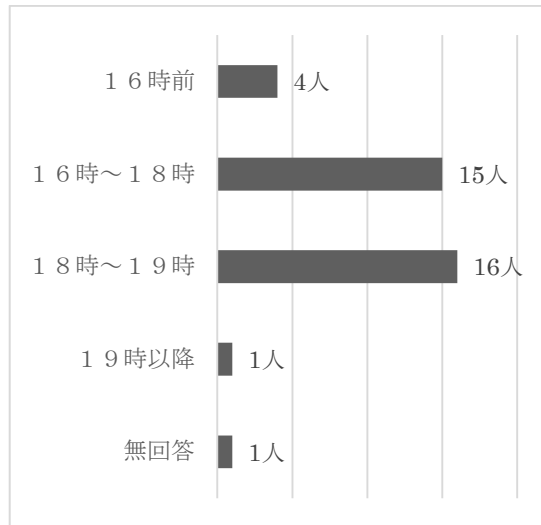


### ③出勤時間及び帰宅時間

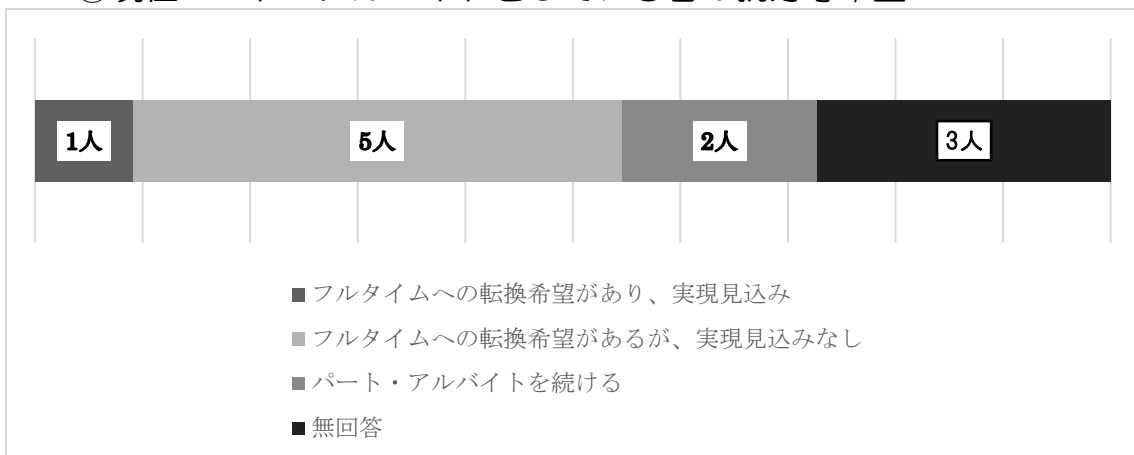
#### ◆家を出る時刻



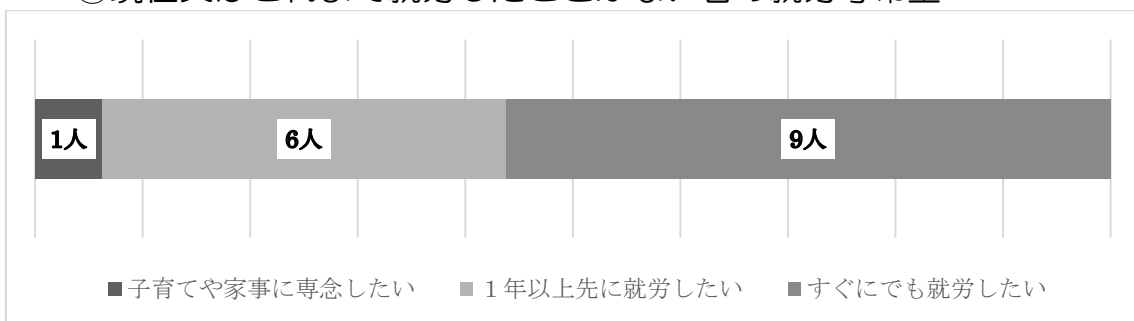
#### ◆帰宅時刻



### ④現在パート・アルバイトをしている者の就労等希望

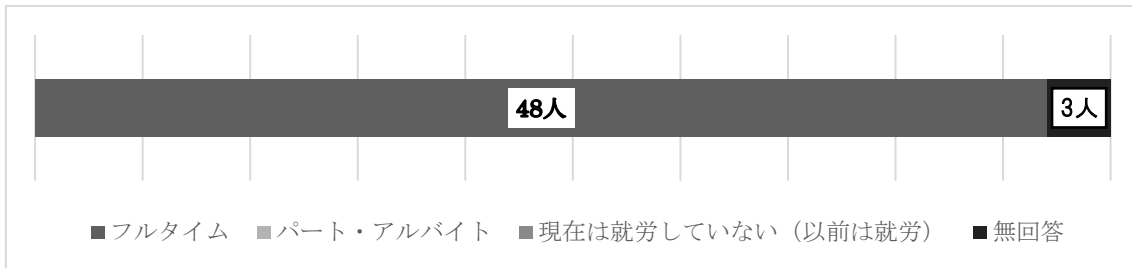


### ⑤現在又はこれまで就労したことがない者の就労等希望



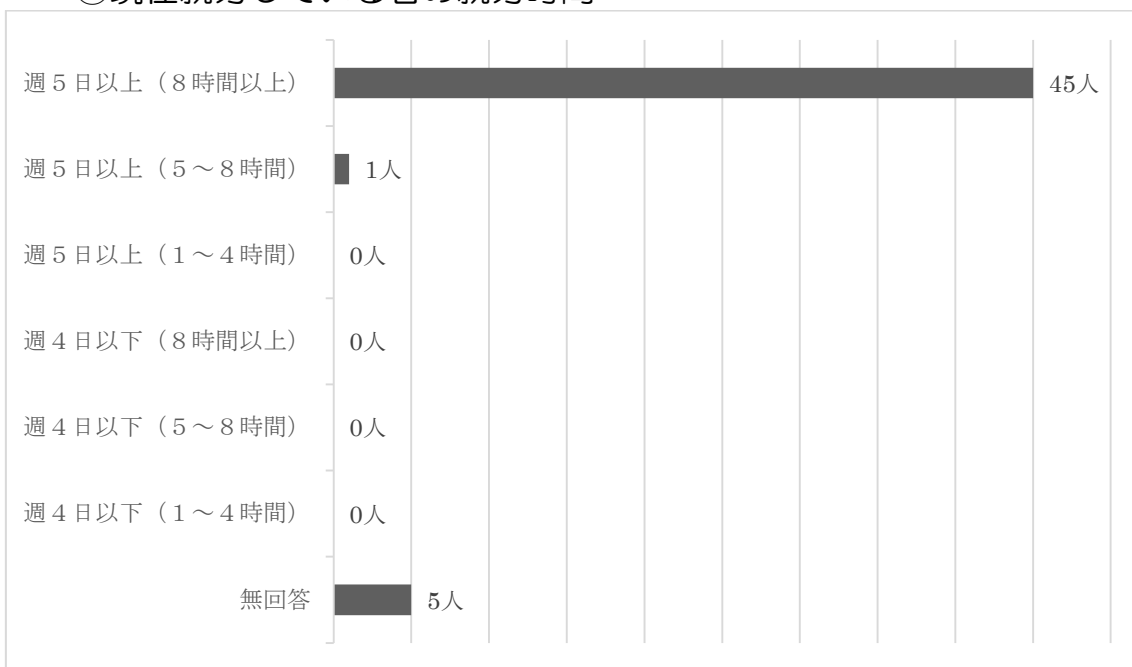
## (1) 父親

### ①就労状況



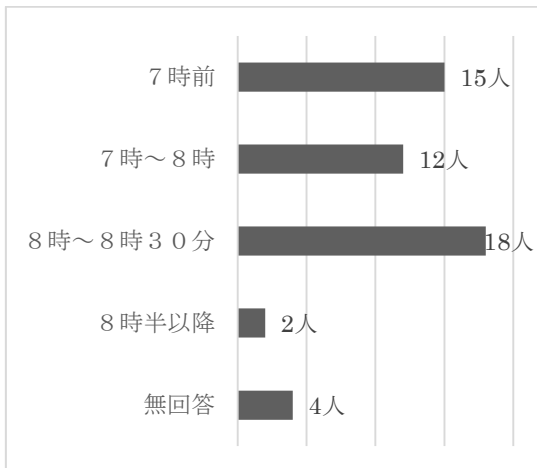
※フルタイムとは、1週5日程度、1日8時間程度の就労を指します。パート・アルバイトは働いている時間が短時間の方を指します。

### ②現在就労している者の就労時間

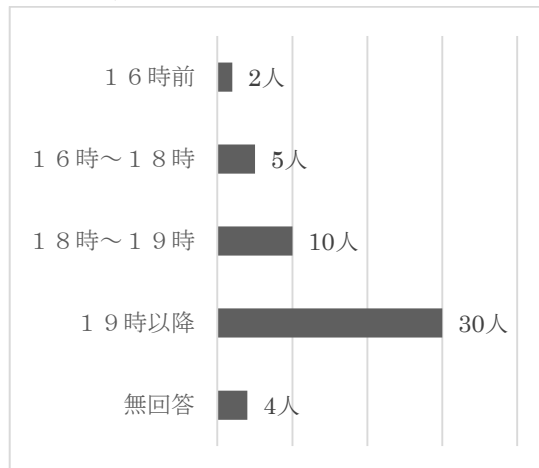


### ③出勤時間及び帰宅時間

#### ◆家を出る時刻



#### ◆帰宅時刻

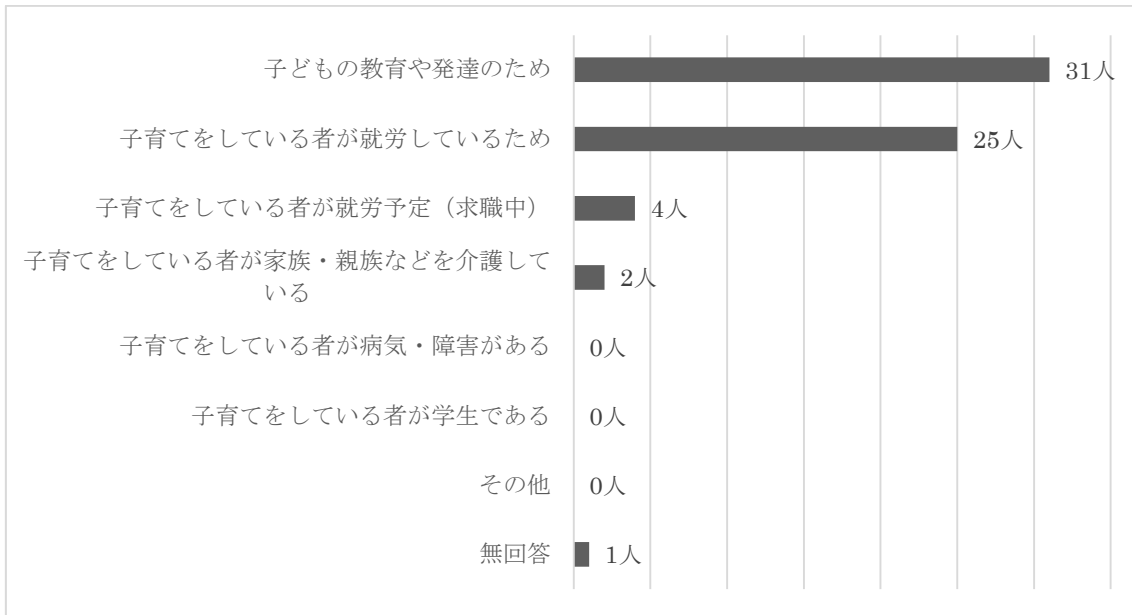


④現在パート・アルバイトをしている者の就労等希望  
※該当なし

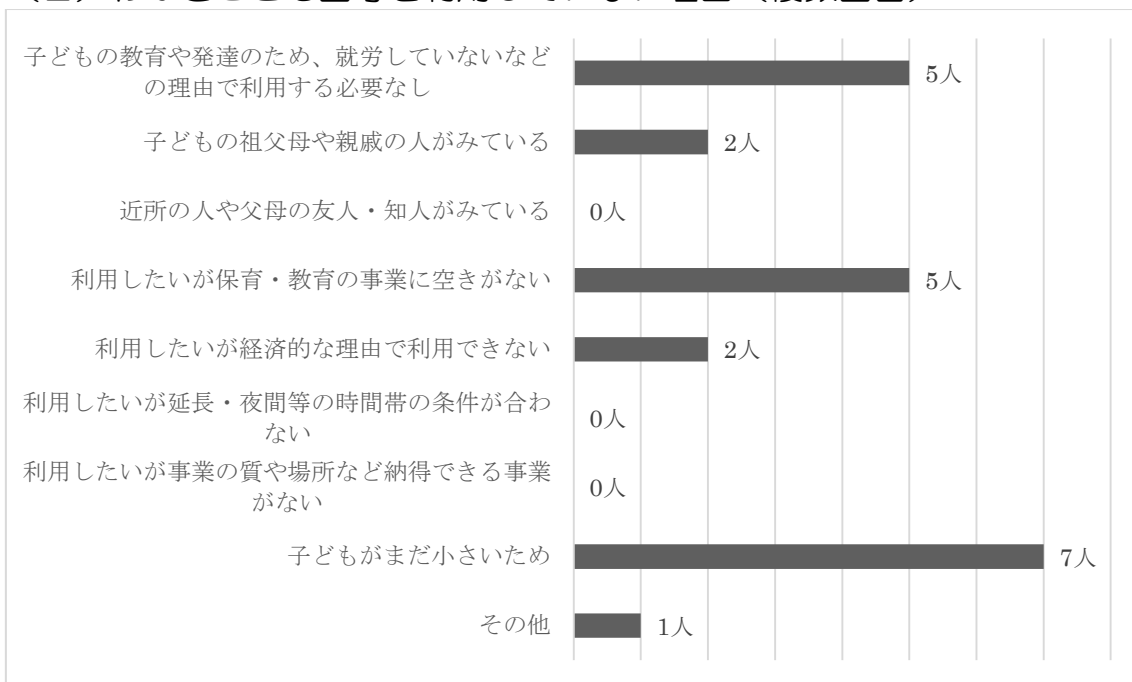
⑤現在又はこれまで就労したことがない者の就労等希望  
※該当なし

### 3. 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

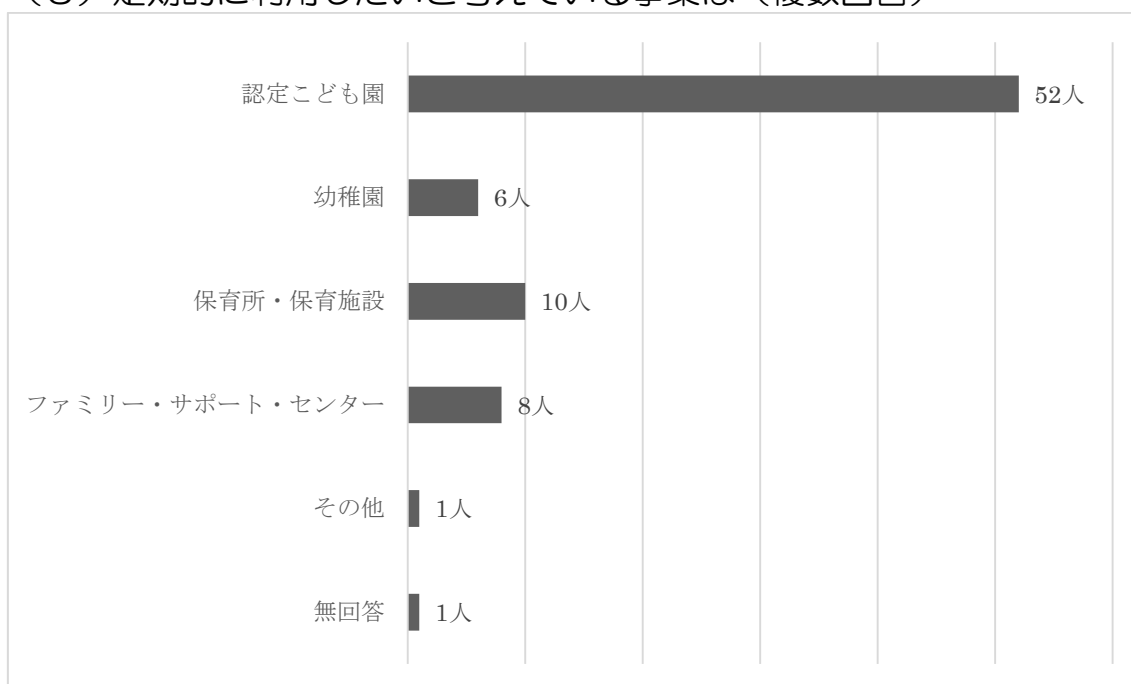
#### (1) わかさこども園等を利用している理由（複数回答）



#### (2) わかさこども園等を利用していない理由（複数回答）



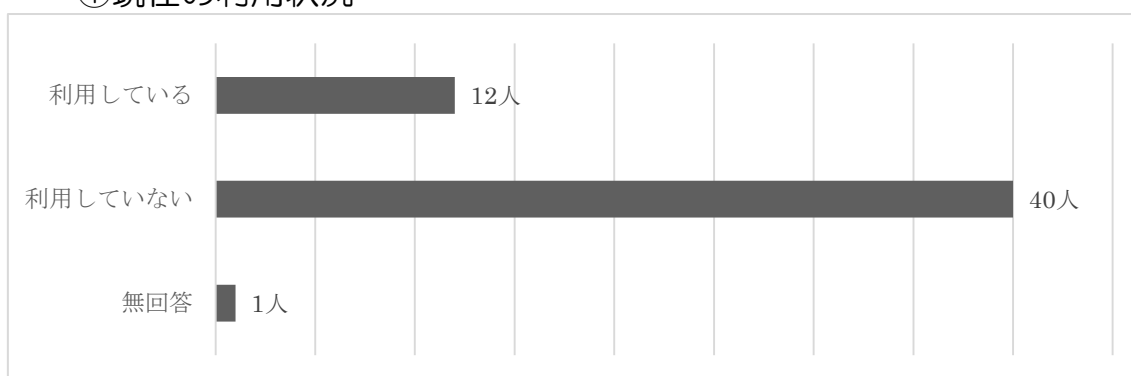
### (3) 定期的に利用したいと考えている事業は（複数回答）



## 4. 支援事業の利用状況

### (1) 子育て支援センター事業

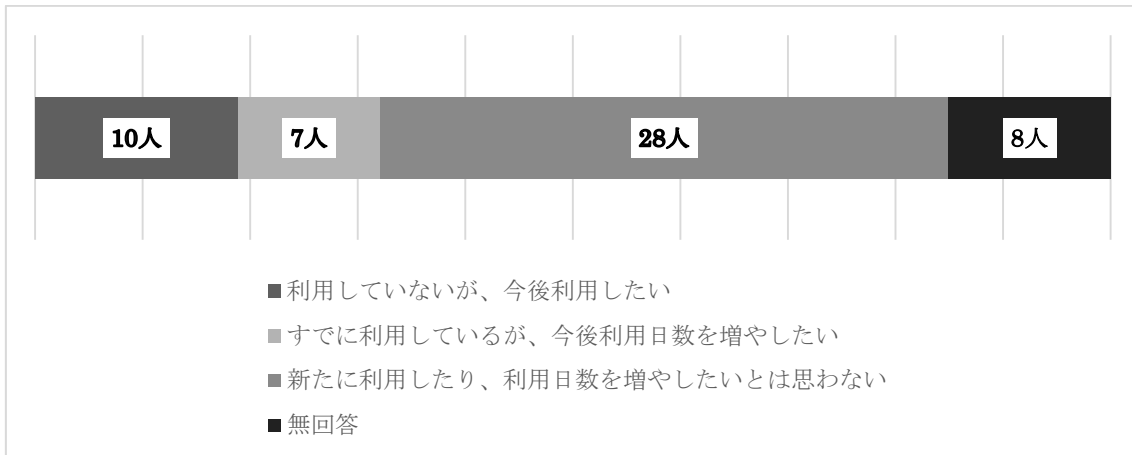
#### ①現在の利用状況



#### ②利用している場合の頻度

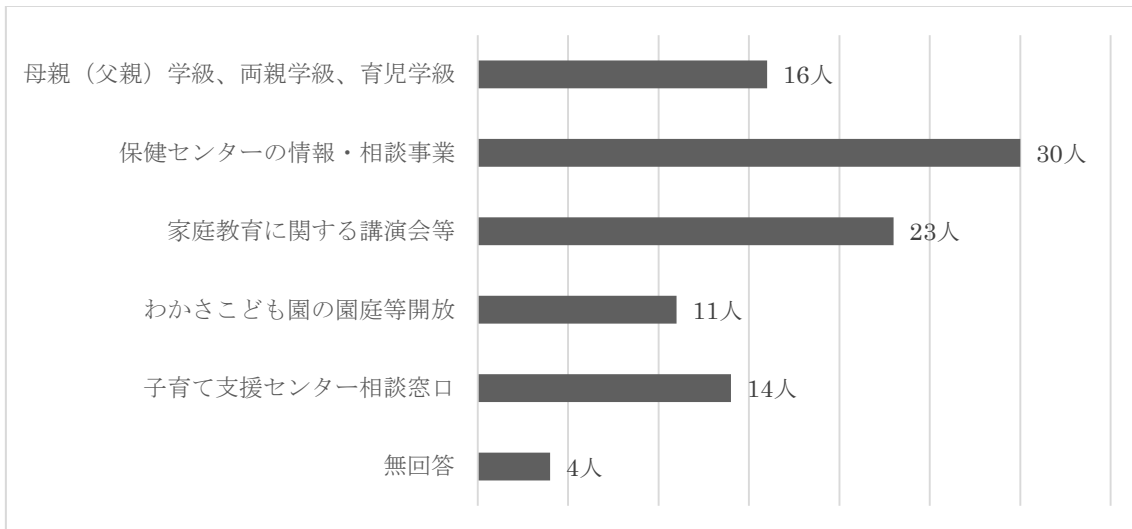


### ③今後の利用希望

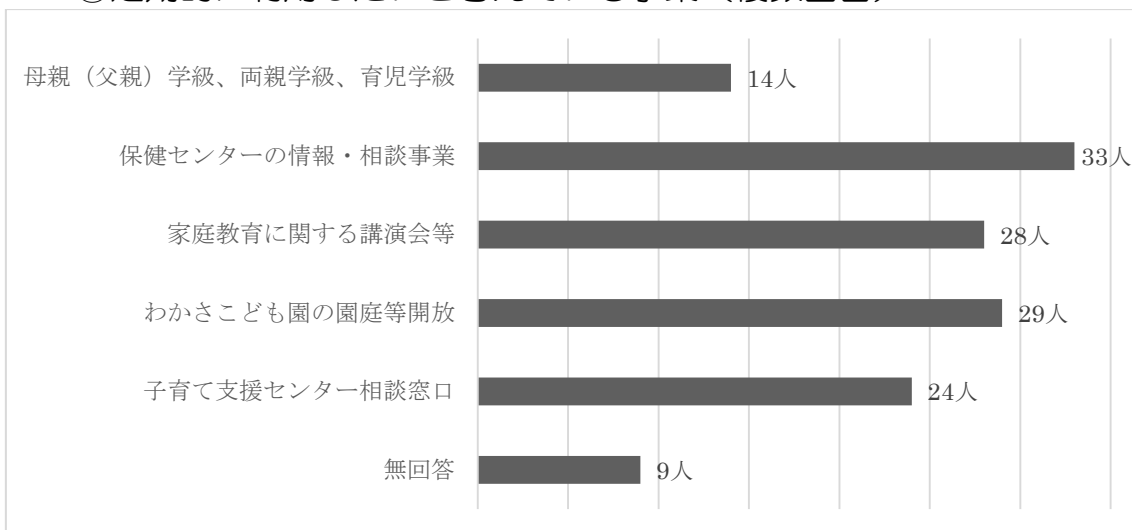


## (2) その他の事業

### ①これまでに利用したことがある事業（複数回答）

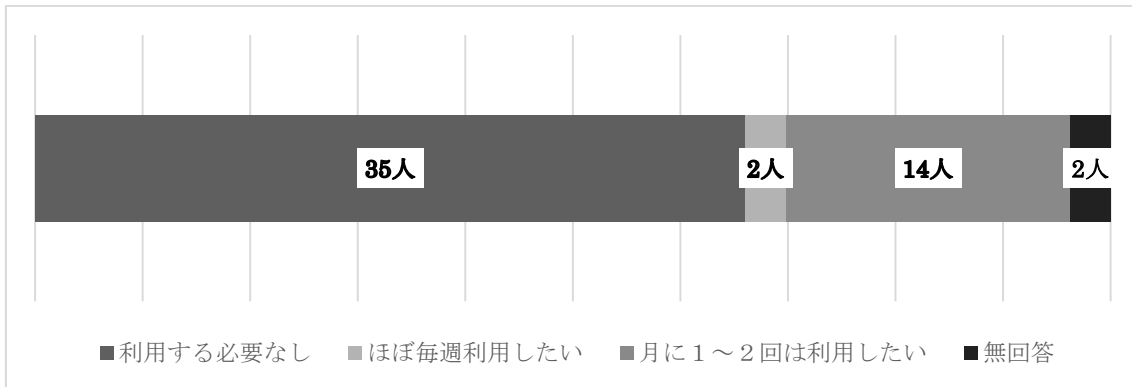


### ②定期的に利用したいと考えている事業（複数回答）

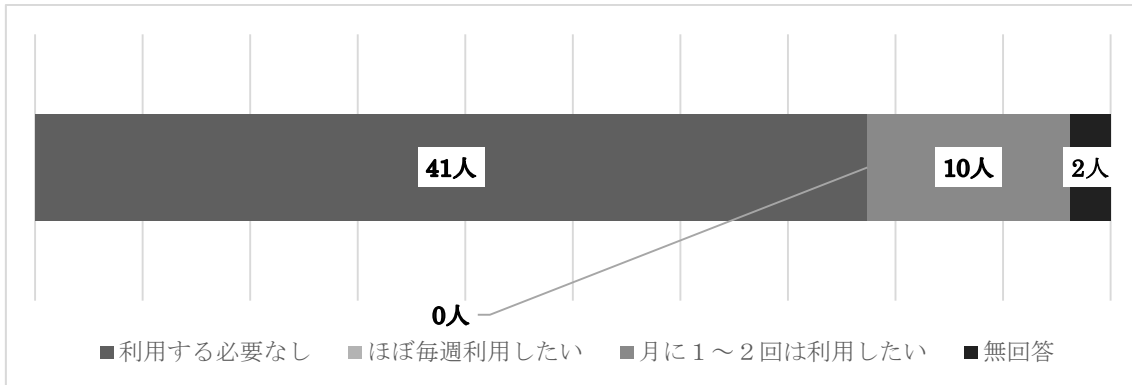


## 5. 土曜日・休日のわかさこども園の利用希望

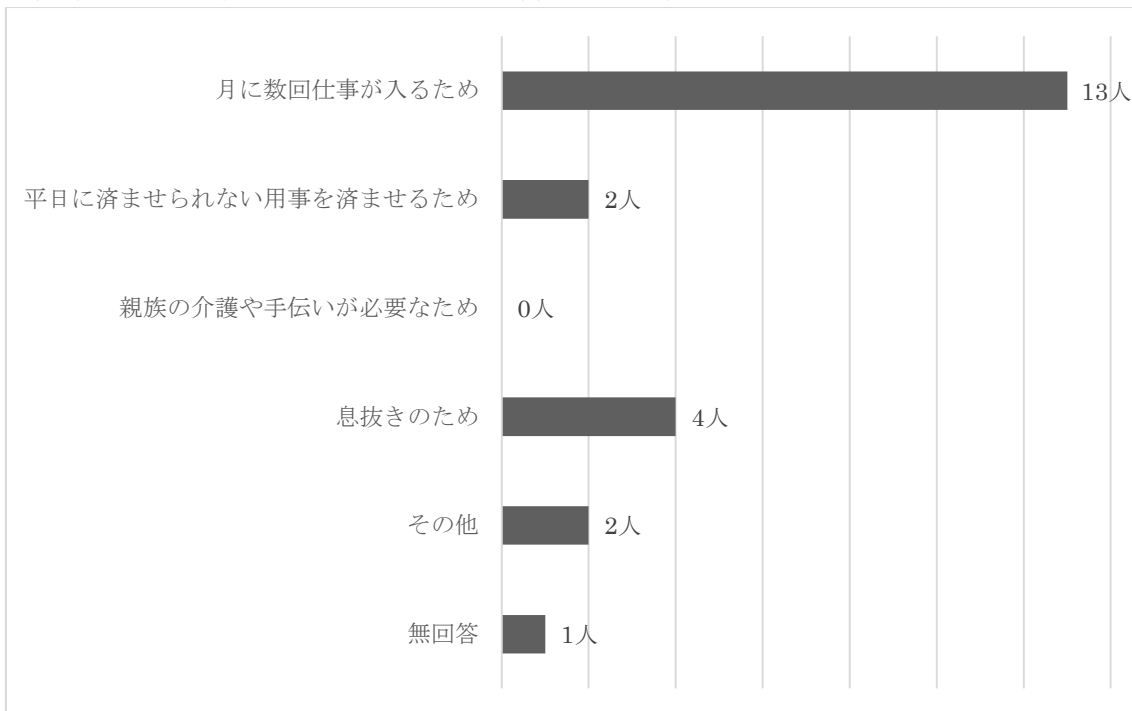
### (1) 土曜日



### (2) 日曜日・祝日



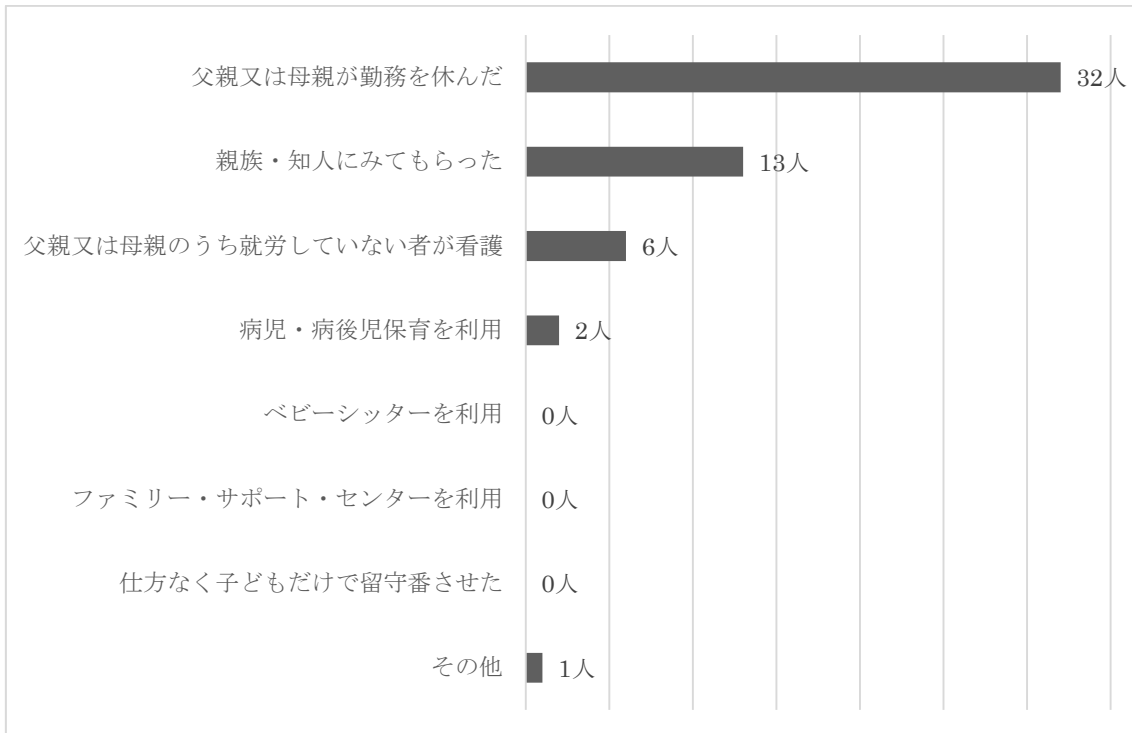
### (3) たまに利用したい理由は（複数回答）



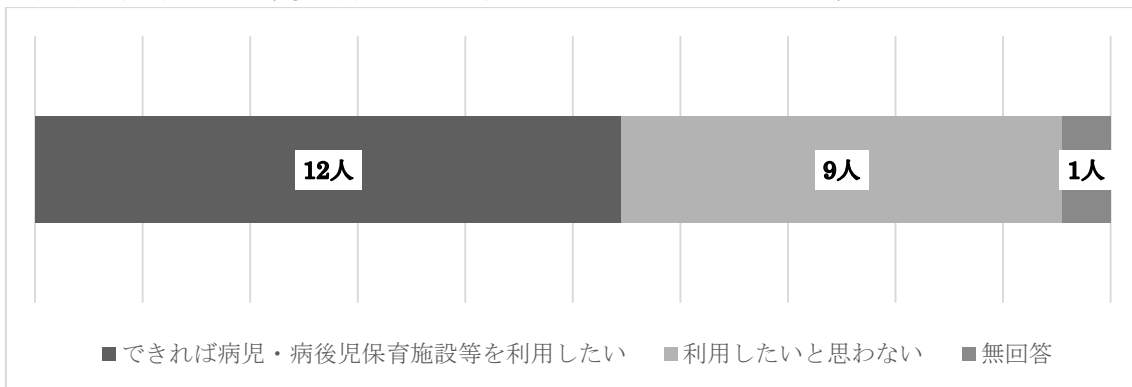


## 6. 子どもが病気やケガの対応

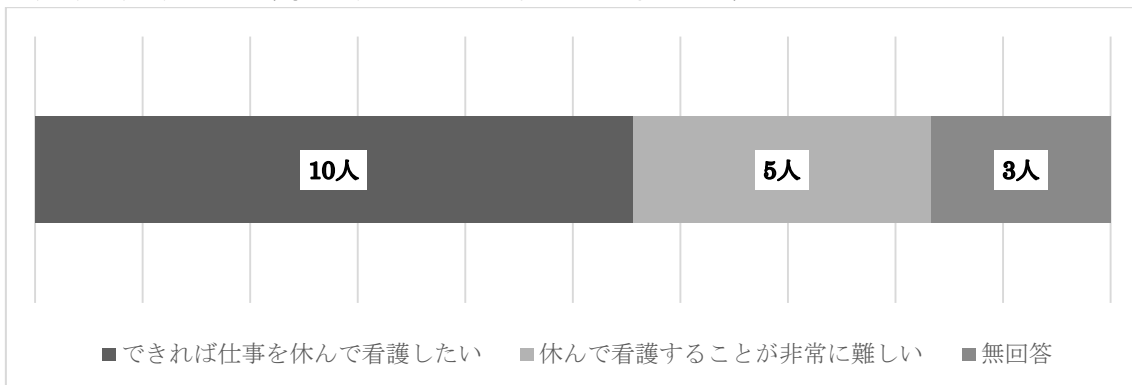
### (1) わかさこども園を利用できなかった場合どうしたか（複数回答）



### (2) (1) で両親が休んで看護したと回答した者の希望

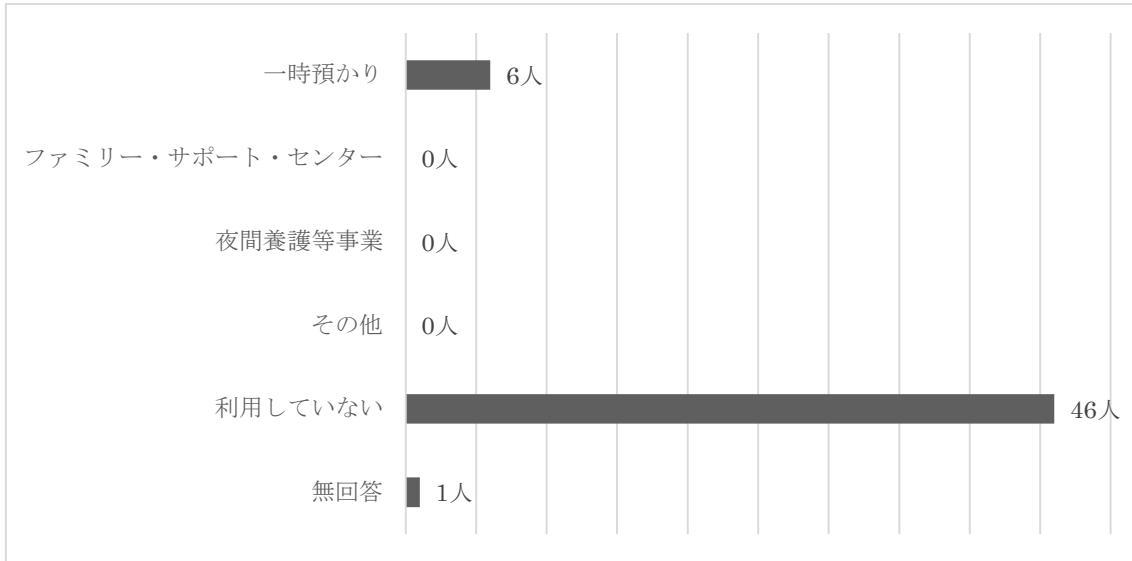


### (3) (1) で両親以外の者が看護した場合の希望

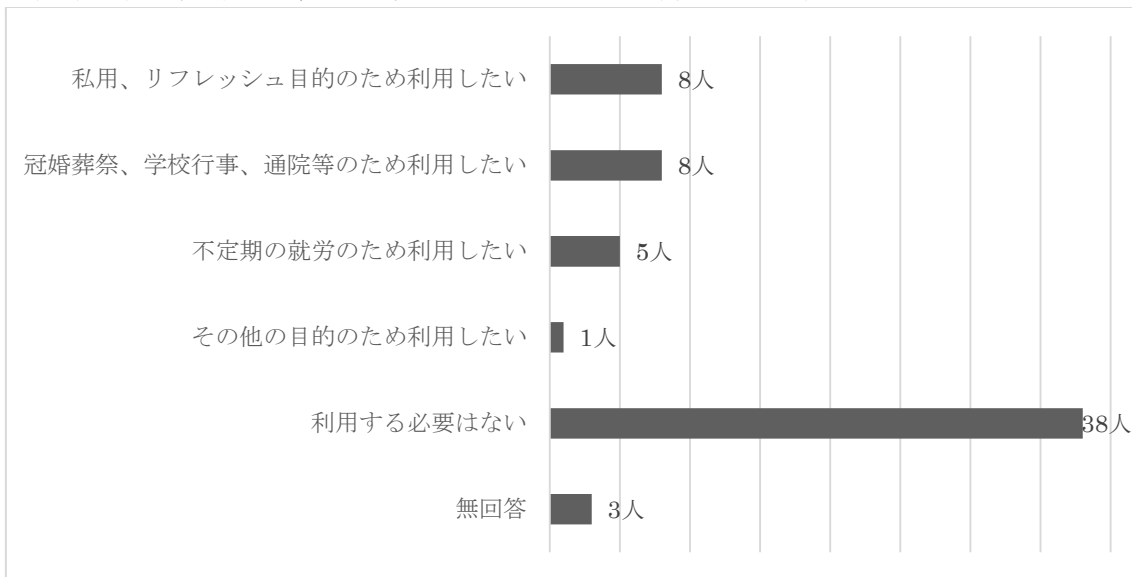


## 7. 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用

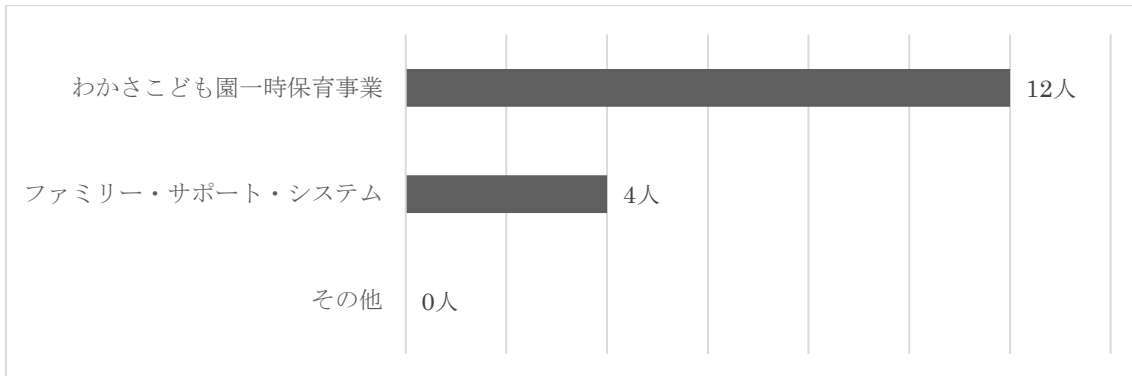
### (1) 不定期に利用している事業は（複数回答）



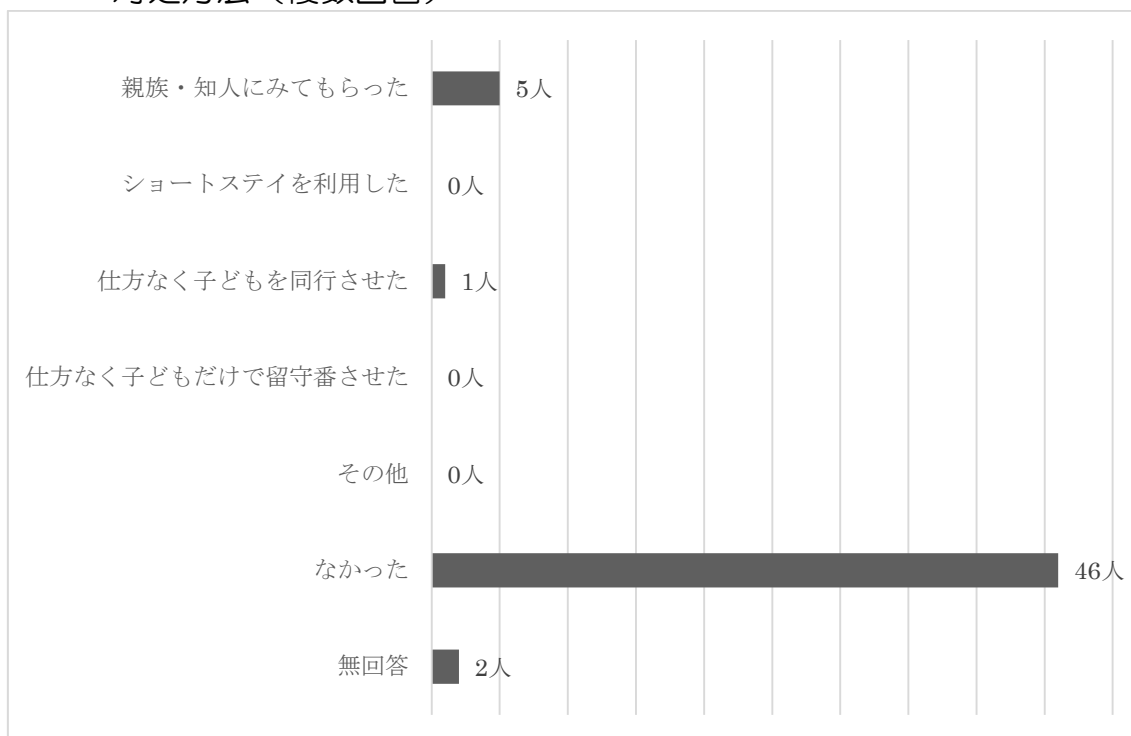
### (2) 不定期利用希望の有無とその目的（複数回答）



### (3) 上記で不定期利用希望の場合の方法は（複数回答）

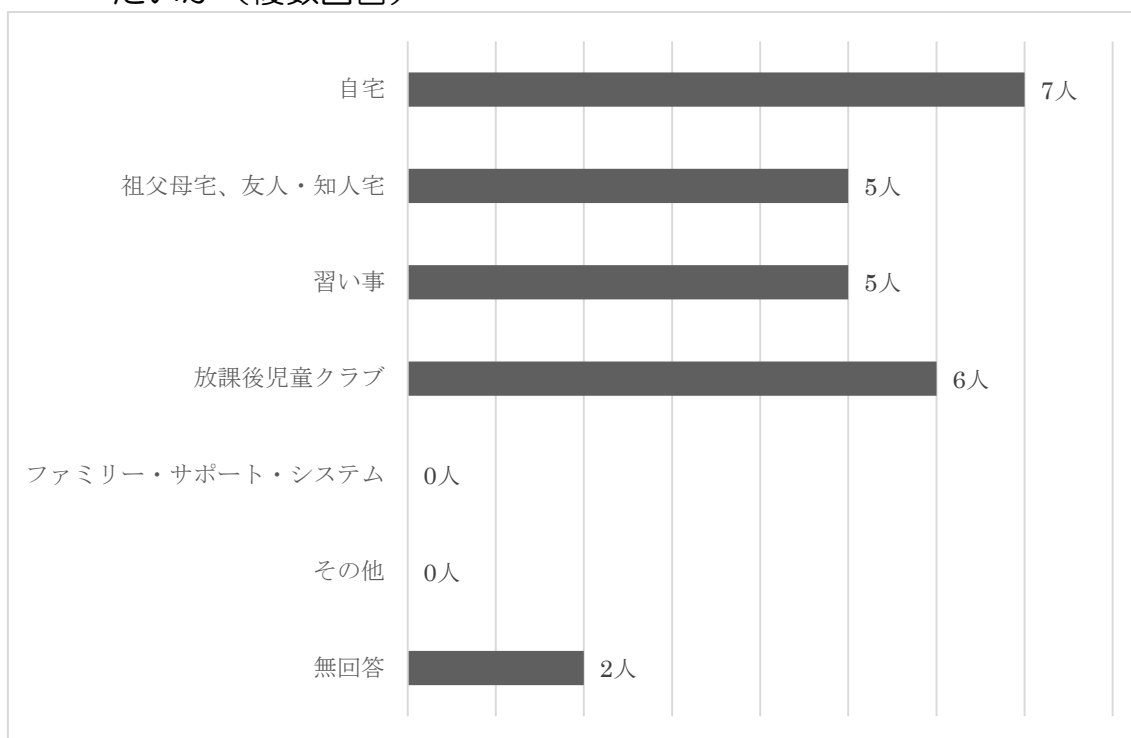


(4) 保護者の用事で子どもを泊りがけで家族以外に預けたかの有無と対処方法（複数回答）

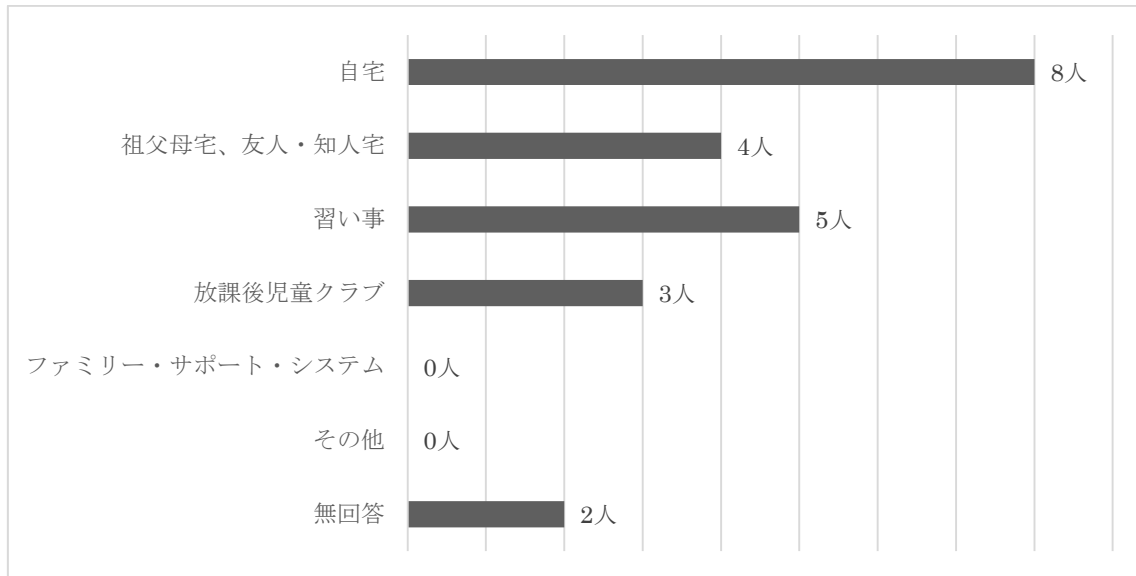


8. 小学校就学後の放課後の過ごし方について

(1) 小学校低学年のうち、放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいか（複数回答）

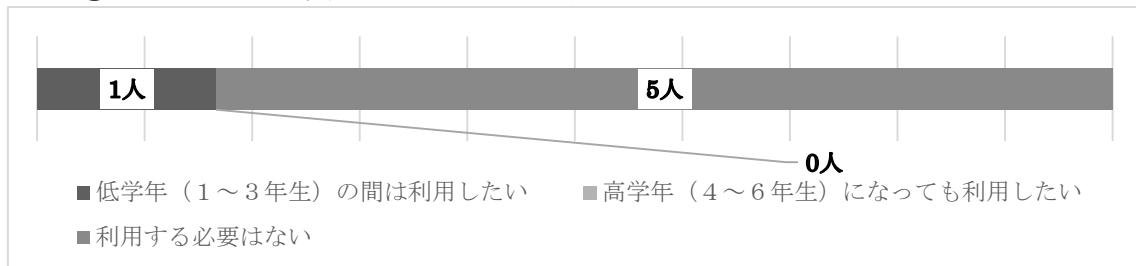


(2) 小学校高学年のうちは、放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいか（複数回答）

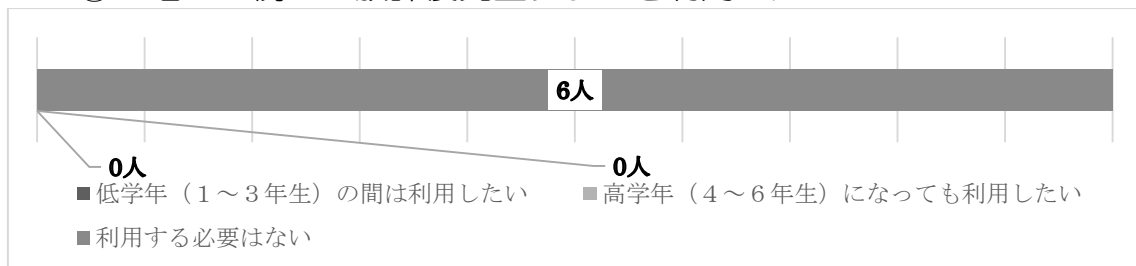


(3) 放課後児童クラブを利用したい者について

①土曜日に放課後児童クラブを利用したいか



②日曜日・祝日に放課後児童クラブを利用したいか

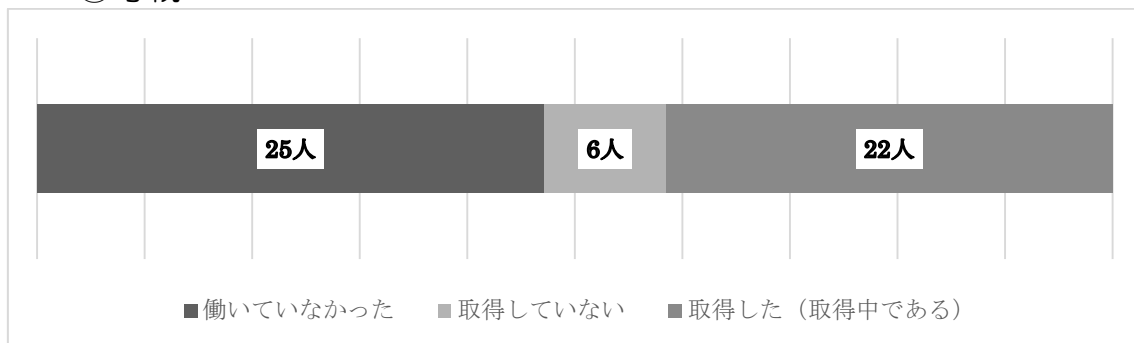


(4) 夏休み・冬休みなどの長期の休暇期間中に放課後児童クラブを利用したいか



## 10. 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について (1) 育児休業を取得したか

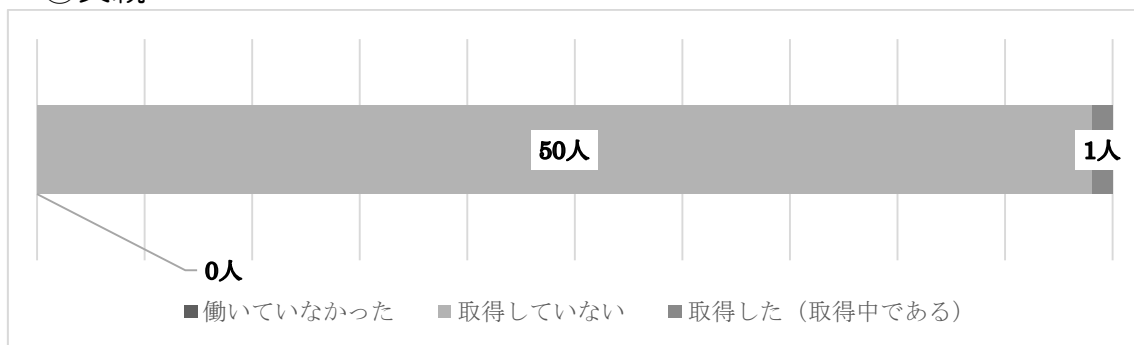
### ①母親



→取得していない主な理由 (令和元年)

職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった・子育てや家事に専念するため  
制度を利用する必要がなかった・制度を知らなかった・職場に制度がなかった

### ②父親

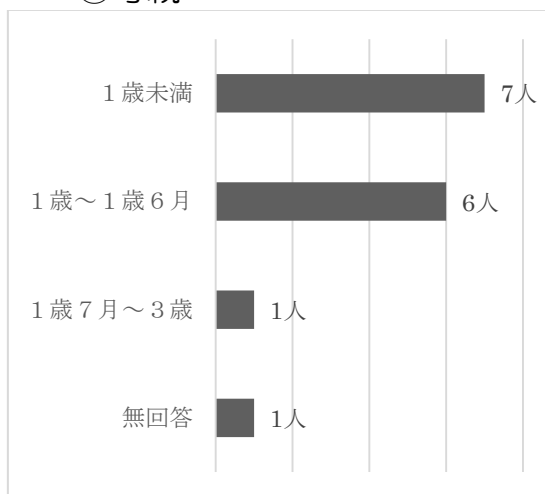


→取得していない主な理由 (令和元年)

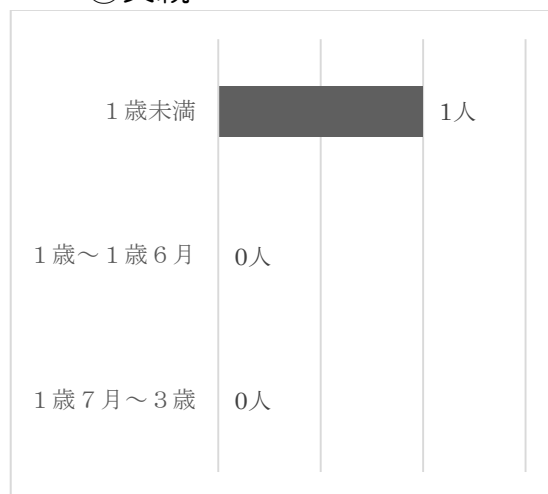
職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった・仕事が忙しかった  
収入減となり、経済的に苦しくなる・制度を利用する必要がなかった

## (2) 育児休業後の職場復帰の時期

### ①母親

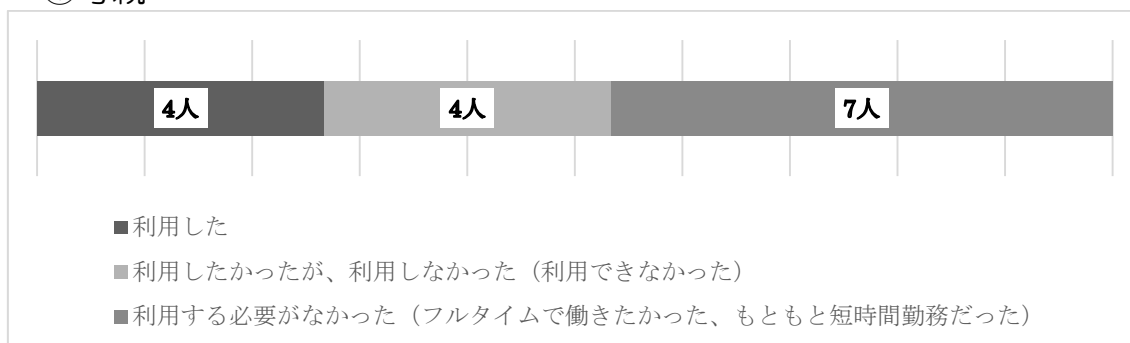


### ②父親



### (3) 職場復帰後、短時間勤務制度を活用したか

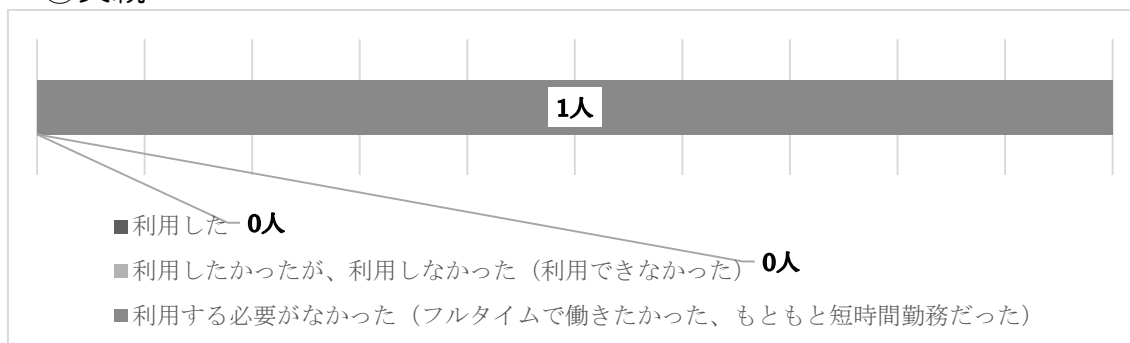
#### ①母親



→利用したかったが、利用しなかった主な理由 (令和元年)

職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があった・仕事が忙しかった  
給与が減額される・子どもをみてくれるひとがいる・制度がなかった

#### ②父親



## 1 1. 子育ての環境や支援に関してのご意見

- 役所などの色々な手続きが簡単に行えると助かる。
- 気軽に相談したり、訪問してもらえるように保健師さんなどを多く配置してほしい。
- ベテランの保健師さんが数名いて、いつでも対面で相談できれば良い。
- 家族が育児のことを知らないので、育児に関する講演会等を開催してほしい。
- 行政などのサポートより父親の育児が当たり前になってほしい。
- 子どもが体調を崩した時にお迎えに時間がかかるので、病児・病後児保育があれば助かる。
- 小児科が遠い。
- 町内に小児科または子どもを診てくれる医療機関がほしい。
- 地域の人とコミュニケーションをとれる場がほしい。
- 一時保育の利用料が高い。
- 子連れで働ける場所がほしい。
- 安心して子育てできる安価な住宅がほしい。
- 講演会やクラス懇談会などの際に託児サービスがほしい。
- 親子で若桜鉄道を利用しているので、半年間親子乗り放題とか年間パスポートみたいなものなどで運賃を助成してほしい。
- 交通の便が悪い。
- 療育機関の紹介や設置。
- 一時保育などいつでも受け入れができる体制になってほしい。
- こども園が無料など若桜町は子育て支援に手厚いが、家庭の事情もあると思うが子どもが小学生になると転出する人がいるのが気になる。
- 子育て終了後に転出するなど補助金が捨て金になっていないか見直してほしい。
- 出産祝金・子育て応援給付金の金額が正直少ない。
- 就職するまでの継続的な子育て支援等の充実を更に進め、若い人が町外に出ない仕組みを町民に示してほしい。
- 高校が町内にないので、いずれ町外に出ることも考えている。
- 全国で保育料が無償化になるので、若桜にしかない支援を考えるべき。
- 0・1歳児の年度途中の入園が難しい。そもそも定員が少なすぎる。
- 未満児からこども園に確実に入れると有難い。
- 教育・保育の現場環境、行事、PTA、保護者会等すべてに共通していえるが、「例年通り」「前からこうやっていたから」という事を見直しいて今のニーズにあったものに変えていただきたい。
- 子どもの数が減る中で、子どもたちのやりたいことを親がやらせてあげられるか不安。できるだけ色々な体験や経験をさせてやりたい。